

福岡市環境配慮指針の概要

1. 福岡市環境配慮指針の趣旨

【目的】

福岡市内の事業活動における環境配慮を誘導する。

【位置づけ】

- ・福岡市環境基本条例第8条(環境への配慮の推進)に基づき設定
- ・福岡市環境基本条例第7条に規定する「環境基本計画」の分野横断型施策の一つ
- ・公共の都市基盤整備事業(市)や民間の開発事業の「構想」「計画」「実施」にあたり、環境に配慮すべき事項を具体的に示し、これらの事業が環境と調和のとれたまちづくりへと結びつくように誘導するためのガイドライン。

【対象事業】

- ・市や民間事業者が福岡市内で実施するすべての事業
- ・市が市外で実施するすべての事業

【活用】

- ・環境アセスメント実施における基礎資料として活用
- ・開発事業実施の際、自主的に環境配慮に取り組むためのガイドラインとして活用

【変遷】

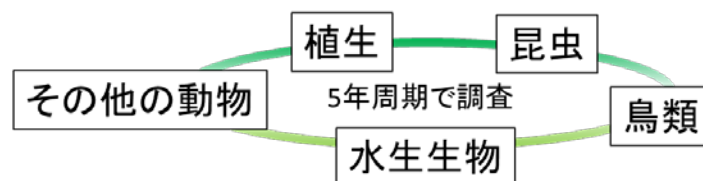
平成4年3月に策定後、福岡市環境基本計画の策定に伴い、平成9年3月、平成19年2月に改訂。

2. 環境関連情報の更新

平成16年度以降の自然環境調査結果を反映し、環境関連情報を更新する。

(1) 自然環境調査

- ・福岡市における自然環境の現状を把握、保全・再生のための基礎資料とするための調査。
- ・植生、昆虫、鳥類、水生生物、その他(哺乳類、両生類、は虫類)の5分野を平成8年度から毎年1分野ずつ5年周期で調査を実施。



(2) 学識経験者へのヒアリング

環境関連情報の更新にあたり、各生物種の生態や生息・生育に関して精通した学識経験者の意見を踏まえ、内容を検討。

【ヒアリング対象者：8名】(50音順)

氏名	専門分野	所属・役職
荒井 秋晴	動物生態学、環境保全学(ほ乳類)	九州歯科大学 准教授
鬼倉 徳雄	魚類学	九州大学大学院農学研究院 助教
小野 仁	鳥類	日本野鳥の会福岡 代表
紙谷 聡志	昆虫学	九州大学大学院農学研究院 准教授
倉本 満	は虫類・両生類	福岡教育大学名誉教授
下村 通誉	甲殻類分類学	北九州市立自然史・歴史博物館 学芸員
薛 孝夫	緑地計画、植物・植生保全	西日本短期大学 特任教授
矢原 徹一	生態学(植物)	九州大学大学院理学研究院 教授